

○認識票に関する達

令和4年9月30日
海上自衛隊達第37号

認識票に関する訓令（令和4年防衛省訓令第69号）第7条の規定に基づき、認識票に関する達を次のように定める。

認識票に関する達

認識票に関する達（平成13年海上自衛隊達第51号）の全部を改正する。

（部隊等）

第1条 認識票に関する訓令（令和4年防衛省訓令第69号）第6条第1項第3号に規定する部隊等とは、海上幕僚監部並びに海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）をいう。

（交付）

第2条 認識票の交付は、海上自衛隊における身分証明書に関する達（昭和42年海上自衛隊達第61号）別表の交付責任者欄に掲げる者が行うものとし、記載事項の変更、亡失又は損傷の場合を除き、再交付は行わない。

附 則

（施行期日）

1 この達は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行前に交付又は再交付された認識票については、令和8年3月31日までは、なお従前の例によることができる。